

やまぐち移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 山口県と県内市町が共同して実施する移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2条 山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び県内市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、山口県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、山口県と県内市町が協働して、移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3条 移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、山口県と県内市町が協働して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町の協力を得て、山口県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4条 移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 移住就業支援事業

山口県が行うマッチング支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県から移住して就業しようとする者が転居・就業に至った場合に、山口県と居住地の市町が共同して移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

山口県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、選定した中小企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告のサイトへの掲載を行う。

3 地方就職学生支援事業

東京圏の大学を卒業して、山口県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、山口県と居住地の市町が共同して地方就職支援金を給付する。

(移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業)

第5条 移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住就業支援事業

山口県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約等を担う一方、市町は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

市町は、①に定める要件を満たす者の中、②の要件を満たす就業をした者の申請に基づき、③に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。ただし、(ア) bの場合にあっては、各2分の1の額を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

a 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏の条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ）をしてきたこと。

(b) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしてきたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(c) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

b 次に掲げる事項の全てに該当すること（aに該当する者を除く）。

(a) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。

(b) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 山口県に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、山口県において移住就業支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他申請者の居住する山口県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2(1)①に示す対象法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

移住支援金の申請者は、申請書、就業先の就業証明書及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町に提出する。

(イ) 支給方法

市町は、(ア)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

市町は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に

該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山口県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から 3 年未満に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山口県に共有することとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

山口県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、「やまぐち移住就業マッチングサイト」の開設及び運営を行う。

① 支援金対象法人の共通要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 山口県の総合計画「やまぐち未来維新プラン」の推進に資する法人であること。

(イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(ウ) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。

(エ) 次に掲げる事項のいずれかに該当するみなしだ企業でないこと。（ただし、上記（ウ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなしだ企業としない）

a 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

b 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

- c 資本金 10 億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金 10 億円未満の法人
- (才) 本社所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (力) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないと。

（2）移住支援金の対象法人の選定

山口県は、以下の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書に加え、（1）①の要件に該当することを証する書類を山口県又は山口県から委託を受けた者に提出する。

② 登録

山口県又は山口県から委託を受けた者は、①の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

（3）効果的な求人広告の作成支援

山口県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

- ① 山口県が委託した者による、中小企業等に対する求人広告に係るセミナー等の開催
- ② 山口県が委託した者による、中小企業等に対する求人広告・採用ページ作成の個別指導・支援

（4）選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

山口県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、市町に共有することとする。

3 地方就職学生支援事業

山口県は、事業の制度設計・全体管理、デジタル田園都市国家構想交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務、事務委託に係る契約等を担う一方、市町は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理、を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（1）地方就職支援金の支給

市町は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、2万円の地方就職支援金を支給する。ただし、山口県内の企業が山口

県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の2分の1にあたる額と、2万円のいずれか低い額とする。

① 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みである。

- b 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 山口県内に所在する企業に就職することが内定している。

- b 卒業後に上記内定企業に就職し、山口県内に移住する意思を有している。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- c その他申請者の居住する都道府県又は市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が山口県内に所在すること。

- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

- e 就業者とて3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

- b 勤務地が移住先市町からの通勤が可能な地域に限られること。

③ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、申請書、内定先企業による証明書、在学証明書、交通費の領収書、及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件に該当することを証する書類を移住先の市町に提出する。

(イ) 支給方法

市町は、(ア) の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

市町は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして山口県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) 申請から1年以内に申請先市町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町に住民票がある場合を除く）

(エ) 就業から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3ヶ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）

(オ) 申請先市町への転入日から3年未満で申請先市町から転出した場合

② 半額の返還

申請先市町への転入日から3年以上5年以内に申請先市町から転出した場合

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに山口県に共有することとする。

（財源の負担割合）

第6条 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5条の1に定める移住就業支援事業

(1) 第5条の1 (1) ① (ア) aに該当する場合

移住支援金及び移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山口県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

(2) 第5条の1 (1) ① (ア) bに該当する場合

移住支援金のうち山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山

口県は、当該2分の1に相当する額を市町に交付することとする。

2 第5条の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、山口県が負担する。

3 第5条の3に定める地方就職学生支援事業

地方就職支援金及び地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、山口県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、山口県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国からデジタル田園都市国家構想交付金として交付を受けた額を加えた額を市町に交付することとする。

(協力)

第7条 山口県と市町は、移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、移住就業支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、山口県と市町が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和元年8月7日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和2年3月1日から実施する。

2 令和2年2月29日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年9月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

2 令和4年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年4月1日から実施する。

2 令和5年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年6月23日から実施する。

2 令和5年6月22日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。
- 2 令和6年3月31日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。